

工事の一時中止に係るガイドライン

令和 3 年 12 月
岩手県農林水産部
森林保全課

策定 平成 26 年 12 月 22 日森保第 1174 号
改定 令和 3 年 12 月 22 日森保第 1134 号

目 次

1 ガイドライン策定の背景	3
2 発注者の中止指示義務	3
3 工事を中止すべき場合	4
4 中止の指示・通知	4
5 基本計画書の作成	5
6 工期短縮計画書の作成	6
7 請負代金額又は工期の変更	6
8 増加費用の考え方	
(1) 増加費用の範囲	7
(2) 工期短縮を行った場合	8
(3) 中止期間中の現場維持等に要する費用の項目	8
(4) 増加費用の算定	11
(5) 増加費用の積算	12
9 工事の一時中止の区分及び積算内容の違い（工事施工中の場合）	15
10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	16
11 基本計画書作成例	17
12 工事の一時中止に伴う積算例（標準積算による場合）	18
13 工事の一時中止に伴う積算例（積上げ積算による場合）	19
14 工事請負代金の構成	22
15 工事の一時中止に係る基本フロー	23
16 様式集（記載例及び参考様式）	
(1) 記載例	25
(2) 参考様式	28
17 参考資料	
(1) 岩手県営建設工事請負契約書別記＜抜粋＞	30
(2) 土木工事共通仕様書（岩手県県土整備部）＜抜粋＞	33
(3) 土木工事標準積算基準書 平成 28 年度（共通編）＜抜粋＞	33
(4) 「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」 (平成 28 年 3 月 14 日付け国官技第 346 号) ＜抜粋＞	34
(5) 監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省総合政策局）＜抜粋＞	38

1 ガイドライン策定の背景

(1) 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

(2) 工事発注の現状

基本的な考え方に基づいた発注に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行う場合も発生している。

(3) 現状における課題

各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

一方、一時中止の指示を適切に行なわない場合は、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じるといった指摘があるところである。

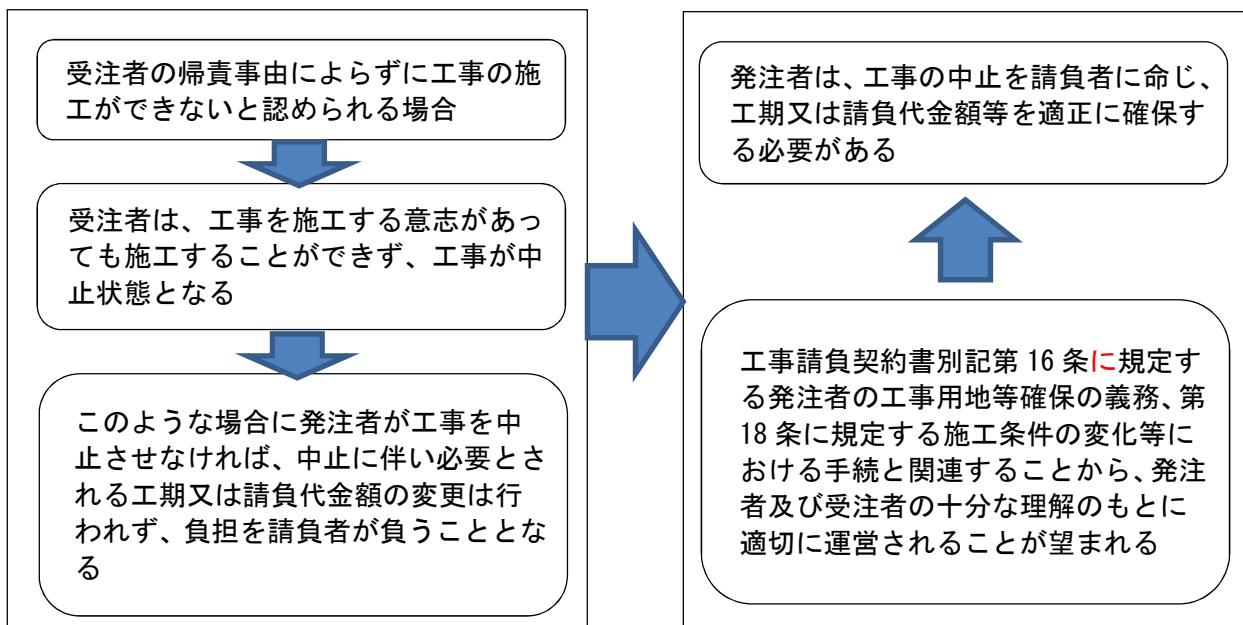
(4) ガイドライン（案）の策定

これらの課題を踏まえ、岩手県農林水産部森林保全課が所管する県営建設工事において、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2 発注者の中止指示義務

(1) 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。【岩手県営建設工事請負契約書別記第20条】

※ 以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考え方とする。



- (2) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。
- ア 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- イ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省総合政策局）】

※大幅な工期延期とは、岩手県営建設工事請負契約書別記第45条2項を準用して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

3 工事を中止すべき場合

- (1) 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【岩手県営建設工事請負契約書別記第20条】

ア 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

- ① 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（工事請負契約書別記第16条）施工できない場合
- ② 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約書別記第18条）施工を続けることが不可能な場合等

イ 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- ① 「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含む
- ② 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含む

- (2) 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※ 一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」とは客観的に認められる場合を意味する。

4 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【岩手県営建設工事請負契約書別記第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

(1) 発注者の中止権

ア 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※ 「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

イ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

(2) 受注者による中止事案の確認請求

受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

(3) 工事の中止期間

ア 受注者は、中止期間が満了したときは工事を再開する。

イ 発注者は、中止の通知時点では中止期間が確定的でない場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間をするか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

ウ 発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

エ 中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

5 基本計画書の作成

ア 工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。【「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」（平成28年3月14日付け国官技第346号）】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議することとする。

イ 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

ウ 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本契約書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

(1) 記載内容

ア 基本計画書作成の目的

イ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

ウ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

エ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

オ 工事再開に向けた方策

カ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

キ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

(2) 基本計画書の確認と承諾

受注者が提出する基本計画書の記載事項は、増加費用の算定の根拠となるものであることから、発注者は、一時中止を通知した際に指示した基本的事項との整合や現場の維持・管理に必要な内容であるか十分に確認した上で承諾する必要がある。

(3) 管理責任

- ア 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- イ 受注者は、基本計画書において「管理責任は受注者に属する」旨を明らかにする。

6 工期短縮計画書の作成

- ア 発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- イ 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ウ 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

(1) 記載内容

- ア 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関するここと
- イ 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関するここと
- ウ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

(2) 工期の変更

- ア 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- イ 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

7 請負代金額又は工期の変更

- ア 工事を中止した場合において、「必要があると認められる」とときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。【岩手県営建設工事請負契約書別記第20条】
※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。
- イ 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

(1) 請負代金額の変更

- ア 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担【注1】しなければならない。

注1 契約内容の変更は、通常、設計図書の変更（工事目的物の構造、仕様等の変更、施工方法等の新規指定、施工方法等の指定変更等）や設計図書が当然の前提としている事項の著しい変化を意味することから、ここでいう「請負代金額の変更」とは、設計図書の変更又は設計図書が前提としている事項の著しい変化によるものを対象としている。

なお、「増加費用」と「損害」とは、設計図書の変更又は設計図書が前提としている事項の著しい変化に直接はよらない発生費用であり、工事の一時中止に伴う費用は、「請負代金額の変更」の対象とならない「増加費用」と「損害」に分類される。

イ 増加費用は、工事用地等を確保しなかった場合または暴風雨の場合など、契約の基礎条件の事情変更により直接的に生じた費用【注²】である。

注2 工事の一時中止に伴う「増加費用」とは、工事現場の維持に関する費用（8の(1)のア）である。

ウ 損害の負担は、事情変更により間接的に生じた費用【注³】である。

注3 工事の一時中止に伴う「損害」とは、工事体制の縮小に要する費用（8の(1)のイ）、工事の再開準備に要する費用（8の(1)のウ）である。

エ 増加費用と損害の負担の算定

7の(1)のイとウについては、発注者による費用負担であり、識別する意味はありませんため、増加費用と損害は区別せず「工事の一時中止に伴う増加費用」（以下「増加費用」という。）として費用を算定する。

なお、増加費用については、発注者と受注者が協議して算定する。

(2) 工期の変更

ア 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間とする。

イ なお、地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要することから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能とする。

8 増加費用の考え方

(1) 増加費用の範囲

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とし次のとおりとする。

ア 工事現場の維持に要する費用

① 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等

② 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

イ 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

エ 中止により工期延期となる場合の費用

工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

オ 工期短縮を行った場合の費用

- ① 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
 - ② 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。
- (2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）
- ア 工期短縮の要因が発注者に起因するものは、増加費用を見込むものとする。
 - (例) 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
 - イ 工期短縮の要因が受注者に起因するものは、増加費用を見込まないものとする。
 - (例) 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
 - ウ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するものは、増加費用を見込むものとする。
 - (例1) 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合。
 - (例2) 自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
- ※災害による損害については、岩手県営建設工事請負契約書別記第29条に基づき対応するものとする。
- エ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例
- ① 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
 - ② パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
 - ③ その他、必要と思われる費用。増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。
- (3) 増加費用の項目
- 増加費用の各項目は以下のとおり。
- なお、次のオ、カ、ケ、コ及びシからチについては、工事施工中において一時中止の期間が3ヶ月以下の場合に、標準積算で算定する項目（8の(5)のアの②）である。
- ア 材料費
- ① 材料の保管費用
 - 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料
 - ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
 - 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費
 - ③ 直接工事費に計上された材料の損料等
 - 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用
- イ 労務費
- ① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ウ 水道光熱電量等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用

エ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a) 工事現場の維持のために存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。）

b) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

オ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

カ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

キ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含

む。)

③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ク 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

ケ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持修繕の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

コ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力・水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間の基本料

サ 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

シ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ス 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

セ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものも含む。）に支給する給料手当の費用

② 中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に

支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

④ 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ソ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

チ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

ツ 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

テ 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(4) 増加費用の算定

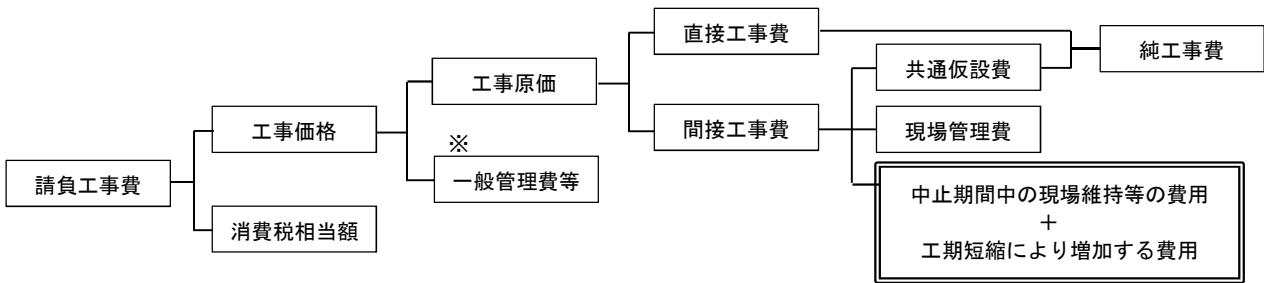
ア 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の見積書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。

イ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

ウ 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

エ 増加費用の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における費用を含む

(積算において増加費用を加算した対象額(工事原価)に対し率計上される)

(5) 増加費用の積算

ア 工事施工中に中止した場合

増加費用の積算は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）の期間が3ヶ月以下の場合は標準積算により算定する。

なお、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者が協議を行い追加費用を算定する。（※中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積りにより費用を計上すること。）

ここで、標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、以下の積上げ項目及び率項目とする。

① 積上げ項目

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用で、8の(3)の費用項目ア、イ、ウ、エ、キ、ク、サとする。

② 率で計上する項目

8の(3)の費用項目のうち「① 積上げ項目」以外のものとする。

③ 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

$d g$: 一時中止に係る現場経費率（単位% 少数第4位四捨五入3位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率 ($d g$)

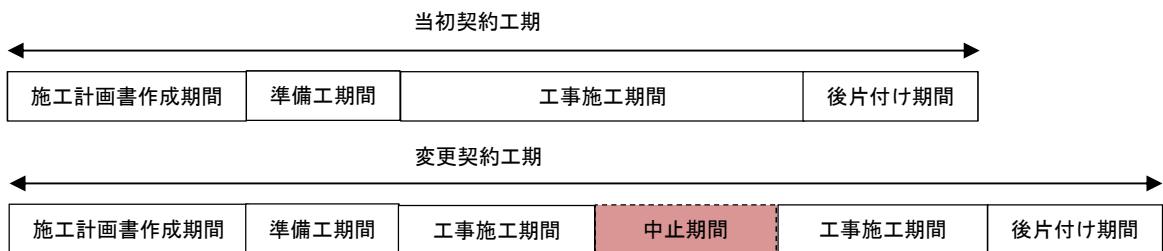
$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$: 各工種毎に決まる係数（土木工事標準積算基準書〔共通編〕第I編総則

第10章工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 ①工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 別表-1によるものとする）



イ 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

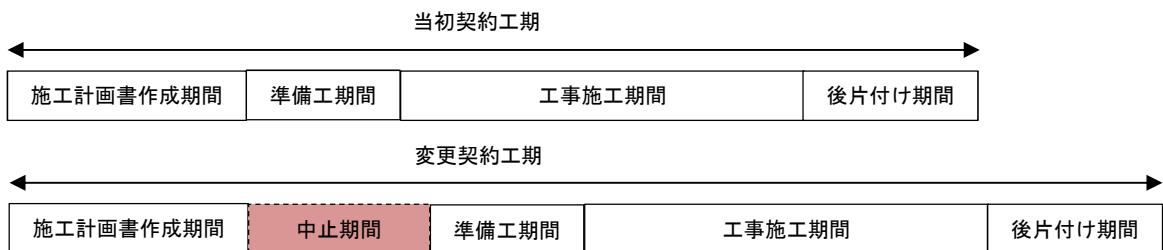
① 基本計画書の作成

工事請負契約書別記の（工事用地の確保等）第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ること。

② 増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。



ウ 準備工期間に中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

① 基本計画書の作成

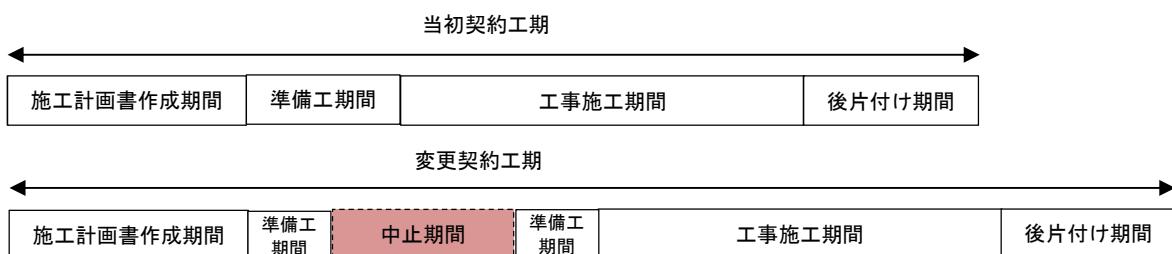
受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に、必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考費であり契約時点の費用を拘束するものではない。

② 増加費用

- a 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- b 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- c 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「見積書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積りを求め行う。）



エ 工事の一時中止に伴う増加費用の適用範囲

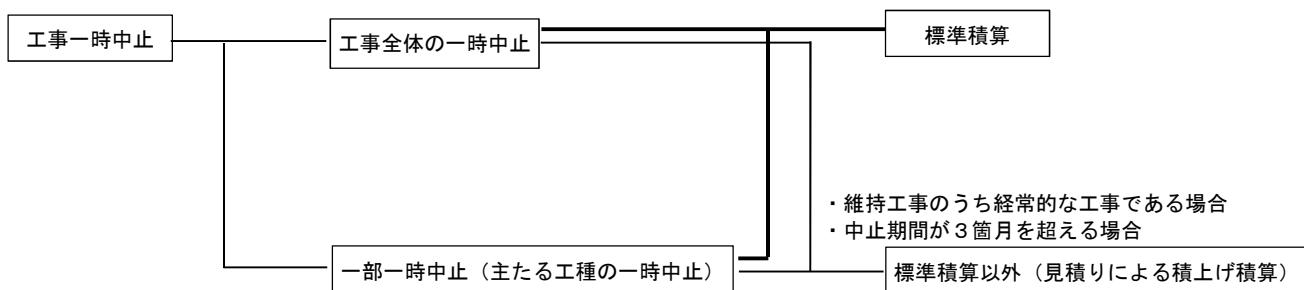
		中止の時期		
		契約後準備工着手前 <u>(8の(5)のイ)</u> 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間	準備工期間 <u>(8の(5)のウ)</u> 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の工事前の準備期間	工事施工中 <u>(8の(5)のア)</u>
中止期間	～3ヶ月以内	増加費用は計上しない。 ※ 全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※ 中止期間が工期の1/2(6ヶ月)を超えた場合は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※ 現場維持等に要する費用の項目について、費用の見積書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費：工事看板損料 ○営繕費：現場事務所の維持費、土地の借地料 ○現場管理費：現場従業員手当等が想定される	標準積算 (増加費用 $G = d g \times J + \alpha$) または積上げ積算 率 ($d g$) × 対象額 (J) で計上 $d g$ ：一時中止に係る現場経費率 J ：中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用（主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む） 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α ：積上げ積算 ※率計上項目を除く部分について 費用の見積書に基づき受発注者協議
	3ヶ月を超える			積上げ積算 ※費用の見積書に基づき受発注者協議
			※ 増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「見積書」に基づき、官積算をするものとする。 なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。	

9 工事の一時中止の区分及び積算内容の違い（工事施工中の場合）

(1) 全部中止と一部一時中止の違い

岩手県営建設工事請負契約書別記第20条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

工事の一時中止には、「工事の全部を中止する場合（一時中止）」、「工事の一部を中止する場合（一部一時中止）」があり、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なる。

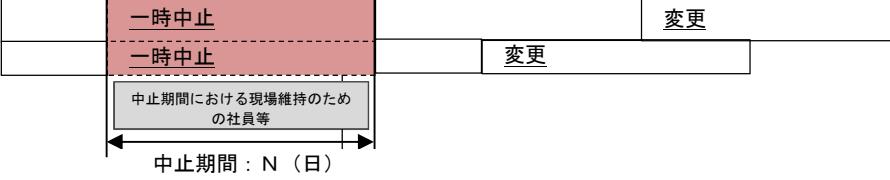
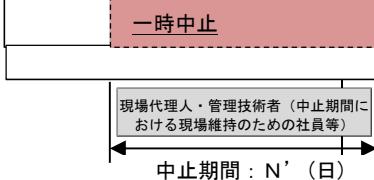
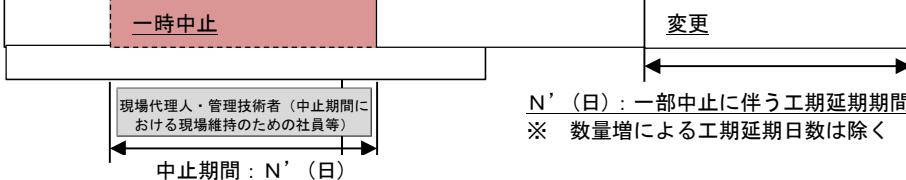


(2) 一部一時中止の場合の増加費用について

中止がごく短期間である場合、中止が部分的に全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。（主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない）

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	<u>工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。</u>	<u>工事施工期間は専任が必要。</u>
契約解除できる時期 (契約書別記第45条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、 <u>中止期間分を工期延期することが考えられる</u>	<u>一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する</u>
増加費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算（率式）による 中止期間中の現場維持等の費用（単位円1,000円未満切り捨て） $G = d g \times J + \alpha$ d g : 一時中止に係る現場経費率（単位% 少数第4位四捨五入3位止め） J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円1,000円未満切り捨て） α : 積上げ費用（単位円1,000円未満切り捨て） 一時中止に係る現場経費率（d g） $d g = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ b - (J / (a \times J^b)) ^ b \} + (N \times R \times 100) / J$ N : 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延期日数

(3) 全体中止と部分中止の積算内容の違い

	中止期間が3ヶ月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 → 全て積上げ積算
(工事全体が中止) 一時中止	<p>○率計上項目は、標準積算（率計上）とする。（社員等給与、現場事務所費用等） ※ 標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※ 積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p> <p>工種A（主たる工種）  工種B（その他工種）</p> 	<p>○全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※ 積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
(主たる工種一部が中止) 一部一時中止	<p>○率計上項目は、標準積算（率計上）する。（社員等給与、現場事務所費用等） ※ 標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※ 積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p> <p>工種A（主たる工種）  工種B（その他工種）</p> 	<p>○全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※ 積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

※ 工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合は、出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡回等）は設計変更により計上する。

10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。

ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

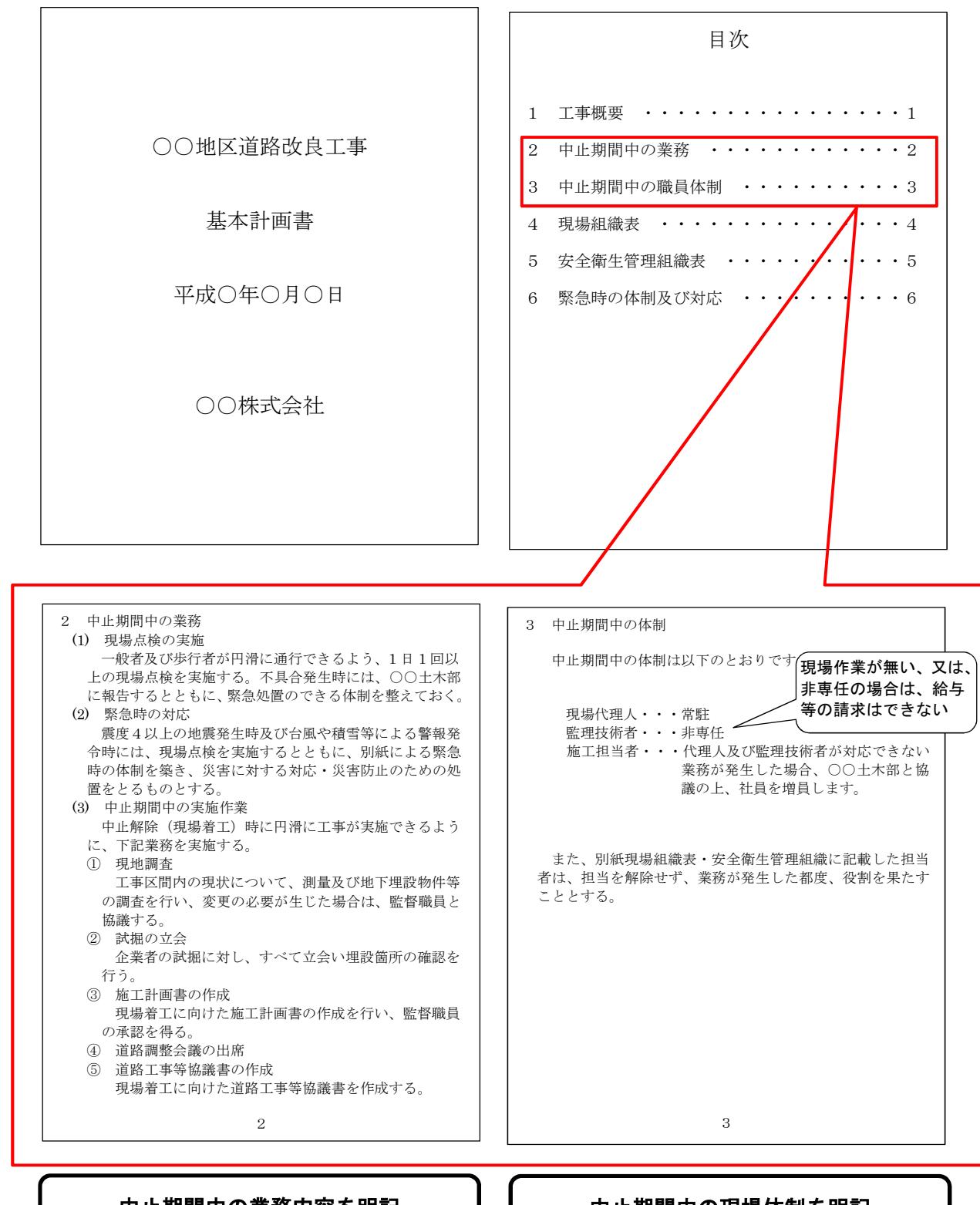
(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

ア 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。

イ 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する

ウ 増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行う。

11 基本計画書の作成例



中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増加費用の基礎資料

12 工事一時中止に伴う積算例（標準積算による場合）

中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

$d g$: 一時中止に係る現場経費率（単位% 少数第4位四捨五入3位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ $d g$ ）

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$: 各工種毎に決まる係数（土木工事標準積算基準書〔共通編〕第I編総則第10章

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 ①工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 別表-1
によるものとする）

工種区分：河川・道路構造物

地域区分：地方部（一般交通等の影響なし）

A	180.4	B	-0.1562	a	0.8251	b	0.3075
---	-------	---	---------	---	--------	---	--------

$$J = 300,000,000 \quad \text{一時中止時点の契約上の純工事費}$$

$N = 90$ 一時中止日数

$R = 23,100$ 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）（例：H28.4 時点単価）

$\alpha = 0$ 積み上げ費用

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + (N \times R \times 100) / J$$

$$d g = 1.498691557$$

1.499 %

$$G = d g \times J + \alpha$$

$$G = 4,497,000 \text{ 円}$$

中止 90 日、積み上げ分 0 円の場合の中止期間中の現場維持等の費用（参考）

純工事費 J (円)	$d g$ (%)	G (円)
50,000,000	5.748	2,874,000
100,000,000	3.306	3,306,000
300,000,000	1.499	4,497,000
500,000,000	1.076	5,380,000
1,000,000,000	0.711	7,110,000

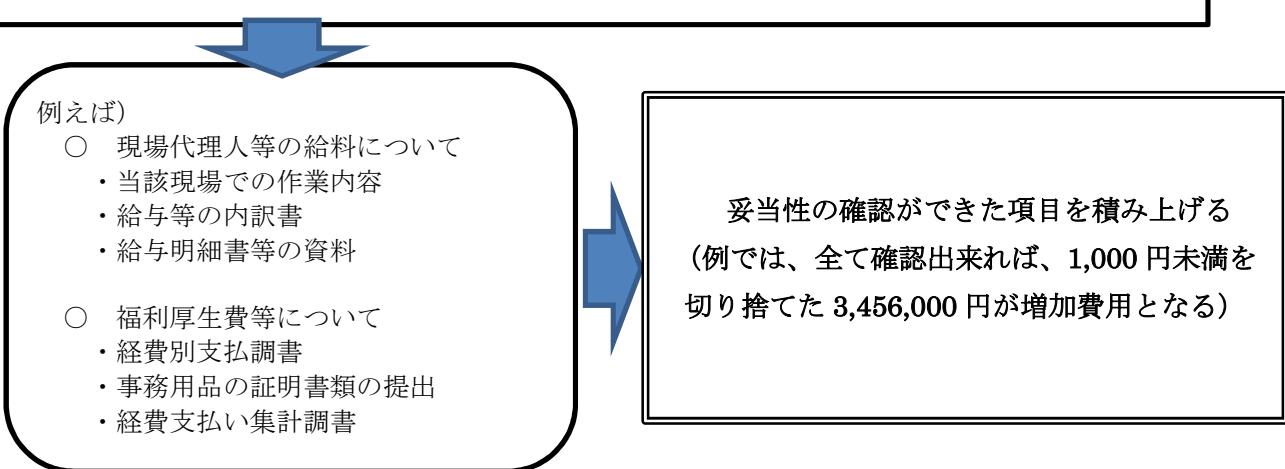
13 工事の一時中止に伴う積算例（積上げ積算による場合）

(1) 増加費用の見積書（例）

工事一時中止に伴う増加費用等の見積書						
工事名 ○○地区道路改良工事						
工事場所 ○○市○○地内						
工 期 自 平成○年○月○日			一時中止期間 自 平成○年○月○日			
至 平成○年○月○日			至 平成○年○月○日			
(750 日間)			(129 日間)			
請負代金額（税込） 金 ○○○, ○○○, ○○○円						
請負代金額（税抜） 金 ○○○, ○○○, ○○○円						
増加金額（税込） 金 3, 733, 327円						
増加金額（税抜） 金 3, 456, 785円						
○○株式会社						

工事名	○○地区道路改良工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増加費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料		式	1		3,094,485	
・・現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	【資料 1】
・・監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	【資料 1】
・福利厚生費		式	1		35,498	【資料 2】
・事務用品費		式	1		50,935	【資料 2】
・通信交通費		式	1		112,835	【資料 2】
・現場事務所費		式	1		163,032	【資料 2】
合計					3,456,785	

見積りに対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要



(2) 増加費用の見積り根拠資料（例）

ア 現場代理人等給料について【資料1】

① 当該現場での作業内容

中止期間中間報告 ○月 総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業の内容	月	日	曜日	作業の内容
○ 年 ○ 月	1	金	工事の一時中止指示	○ 年 ○ 月	15	金	現地調査（支障物の確認）
	2	土	現地調査（現地測量）		16	土	
	3	日			17	日	
	4	月	現地調査（現地測量）		18	月	現地調査（試掘の立会）
	5	火	現地調査（現地測量）		19	火	現地調査（試掘の立会）
	6	水	現地調査（現地測量）		20	水	現地調査（試掘の立会）
	7	木	現地調査（現地測量）		21	木	現地調査（試掘の立会）
	8	金	現地調査（現地測量）		22	金	現地調査（現地照査）
	9	土			23	土	
	10	日			24	日	
	11	月	現地調査（現地測量）		25	月	現地調査（現地照査）
	12	火	現地調査（現地測量）		26	火	道路調整会議（占用企業者）
	13	水	現地調査（支障物の確認）		27	水	構造物位置の確認（現地照査）
	14	木	現地調査（支障物の確認）		28	木	構造物位置の確認（現地照査）

○○株式会社

② 給与等の内訳書

工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。
(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月（9日分）	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

【監理技術者○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月（9日分）	158,139	0	523,530	210,206
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

現場着手の目処が立ったことから、
○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

③ 給与明細等の資料

イ 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書（平成〇〇年〇月）

	項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品	コピー代	〇〇〇株		37,000	
通信交通費	連絡車	株)〇〇〇リース		26,300	
現場事務所	レンタルハウス	〇〇〇株		38,000	
合計				101,300	

② 事務用品費の証明書類の提出（請求書の例）

③ 経費支払い 集計内訳調書

				税抜き金額
	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
○月	7,850		26,300	38,000
○月			26,300	38,000
○月	27,648		26,300	38,000
○月		37,000	26,300	38,000
○月（9日分）		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

(3) その他の積み上げ項目について

受注者は、8の(3)の「中止期間中の現場維持等に要する費用の項目」にて定める項目について様式を適宜定め提出する。

14 工事請負代金の構成

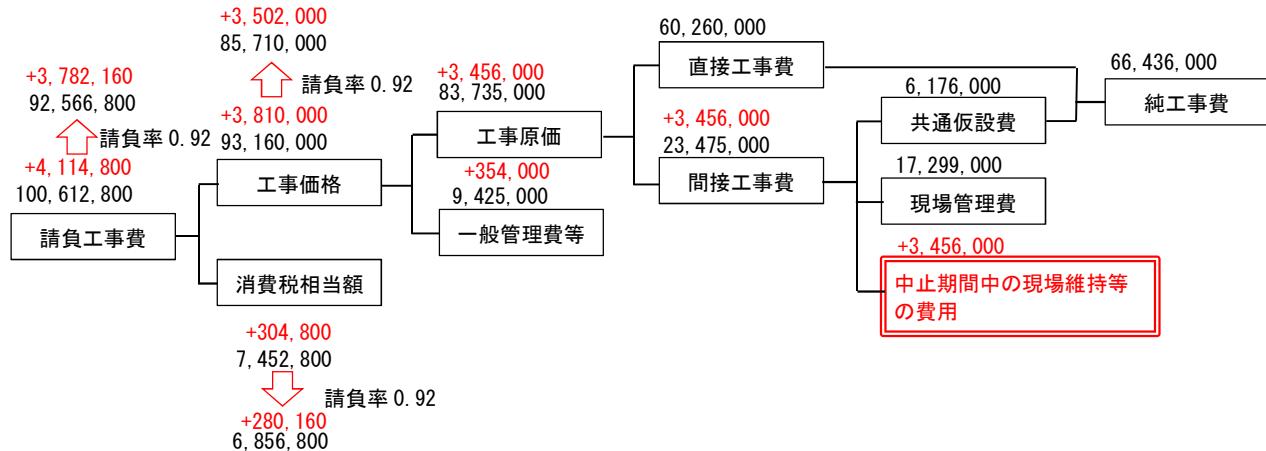
(1) 増加費用等の構成

ア 中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

イ 落札率は、通常の変更と同様に考慮する。

ウ 増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

(増加費用の積算例)



(2) 設計内訳書の記載

工事名	○○地区道路改良工事	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費				式	1		60,260,000 60,260,000	0	0	
共通仮設費				式	1		6,176,000 6,176,000	0	0	
共通仮設費（率計上）				式	1		6,176,000 6,176,000	0	0	
純工事費				式	1		66,436,000 66,436,000	0	0	
現場管理費				式	1		17,299,000 17,299,000	0	0	
中止期間中の現場維持費				式	1		0 3,456,000	1	3,456,000	
工事原価				式	1		83,735,000 87,191,000	1	3,456,000	
一般管理費等				式	1		9,425,000 9,779,000	1	354,000	
工事価格				式	1		93,160,000 96,970,000	1	3,810,000	
消費税相当額				式	1		7,452,800 7,757,600	1	7,757,600	
工事費計				式	1		100,612,800 104,727,600	1	4,114,800	

変更前請負代金額 : 92,566,800 円 (税抜価格 85,710,000 円) 前官積算額 : 100,612,800 円 (税抜価格 93,160,000 円)

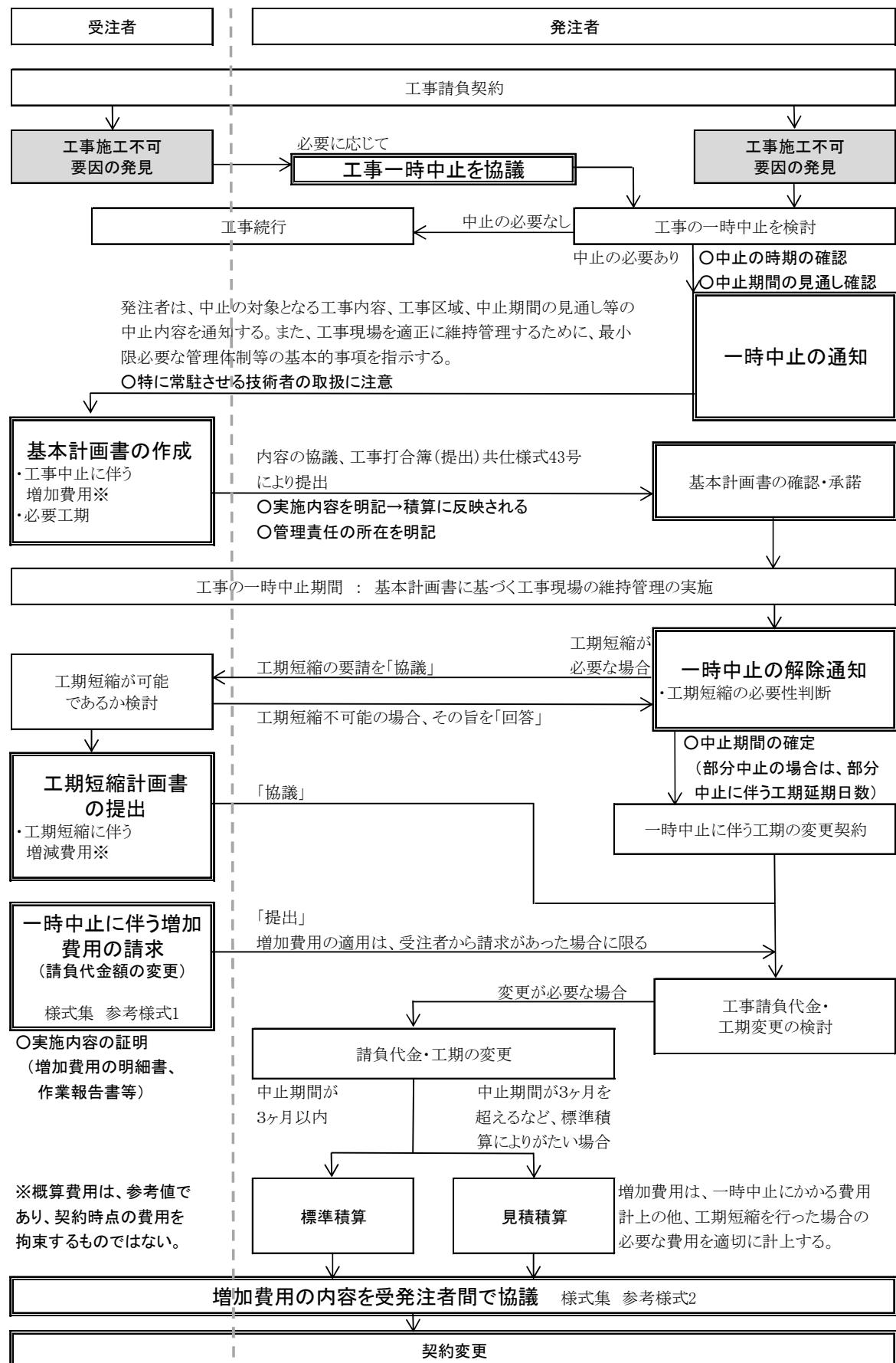
請負率 : 85,710,000/93,160,000=0.9200 (少數第5位以下切捨て)

変更後請負代金額 (税抜価格) : 96,970,000×0.9200=89,212,000 円 (千円未満切捨て) ※ 増額 (税抜価格) : 3,502,000 円

請負率を考慮

変更後請負代金額 (税込価格) : 89,212,000×108/100=96,348,960 円 ※ 増額 (税込価格) : 3,782,160 円

15 工事の一時中止に係る基本フロー



16 様式集（記載例及び参考様式）

(1) 記載例

- ・様式第 10 号 工事中止通知書 (岩手県営建設工事請負契約書別記第 20 条関係)
- ・様式第 11 号 工事中止の解除について (岩手県営建設工事請負契約書別記第 20 条関係)

(2) 参考様式

- ・参考様式－1 工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
- ・参考様式－2 工事の一時中止に伴う増加費用について（協議）

様式第 10 号 (記載例)

第 号
年 月 日

[受注者] 様

岩手県知事（公所長）印

工事中止通知書

年 月 日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり工事の施工を中止するよう、契約書別記第 20 条に基づき通知します。

記

工事名	工事			
工事場所				
中止前工期	自 至	年 年	月 月	日 日

中止年月日	年 月 日
中止予定期間	日間
中止箇所の 設計概要等	延長 L = ○m 橋梁下部工 1式 工事の中止に当って、別紙「一時中止期間中における工事現場の維持管理等の基本的事項」に基づき基本計画書を提出すること。
中止の理由	

別紙

一時中止期間中における工事現場の維持管理等の基本的事項

- 1 (維持管理等について詳細に記載する。)

様式第 11 号 (記載例)

第 号
年 月 日

[受注者] 様

岩手県知事（公所長）印

工事中止の解除について

年 月 日付け 第 号で工事中止の通知をした次の工事について、中止を解除しますので工事を再開してください。

なお、中止解除に伴い、工事の完成期限を下記のとおりとしますので、御異議がない場合は建設工事請負契約変更請書を 年 月 日までに提出してください。

記

工 事 名	工 事
工 事 場 所	
中 止 前 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日

中 止 年 月 日	年 月 日
中止解除年月日	年 月 日
中止解除箇所の 設 計 概 要 等	施工延長 L = ○m 橋梁下部工 1 式 工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、別添参考様式-1 に増加費用 の見積書、作業報告等を添付し提出すること。
中 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
中止解除による 完 成 期 限	年 月 日

参考様式－1

第　　号
年　　月　　日

岩手県知事（公所長）　　あて

受注者　　住所
氏名　　　　印

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について

年　　月　　日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、契約書別記第20条に基づく工事の一時中止に伴い、現場の維持管理等に要した費用を請求します。

記

1 中止期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（〇〇〇日間）

2 請求金額

(1) 現場の維持管理等に要した費用（積上げ計上分）

税込 ○, 〇〇〇, 〇〇〇円

（税抜 ○, 〇〇〇, 〇〇〇円）

(2) 現場の維持管理等に要した費用（率計上分）

土木工事標準積算基準書の算定式により算出する金額

3 添付資料（増加費用の見積書、作業報告等）

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用の見積書

(2) 資料1 現場代理人等の人件費明細書等（平成〇年〇月～平成〇年〇月）

(3) 資料2 福利厚生費、事務用品費、通信交通費、現場事務所に要した費用（平成〇年〇月～平成〇年〇月）

（注1） 中止期間が3ヶ月以下で率計上分のみの請求の場合、添付資料は作業報告書のみで良い。

（注2） 中止期間が3ヶ月を超える等で、積上げで費用計上する場合(2)は記載しない。

参考様式－2

第　　号
年　　月　　日

[受注者] 様

岩手県知事（公所長）印

工事の一時中止に伴う増加費用について（協議）

平成　　年　　月　　日付けで請求のあった一時中止に伴う増加費用について、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に異存がない場合には、下記に押印のうえ返送願います。

また、請負代金額の変更は、後日集約の上行います。

記

1 工事名

2 協議金額

3 受注者請求金額

上記金額について承諾しました。

平成　　年　　月　　日

岩手県知事（公所長） 様

受注者
住所
氏名　　印

17 参考資料

(1) 岩手県営建設工事請負契約書別記<抜粋>

(工事用地の確保等)

第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件等について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いて、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
の
発注者と受注者とが協議して発注者が行う
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の解除権)

第 45 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 （工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないと。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(2) 土木工事共通仕様書（岩手県国土整備部）<抜粋> 平成28年度

1.1.1-13 工事の一時中止

1.一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中止については、1.1.1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2.発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反した場合は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3.基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

(3) 土木工事標準積算基準書 平成28年度（共通編）国土交通省<抜粋>

① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について

土木請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

1. 増加費用等の考え方

1-1 増加費用等の適用

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

1-2 増加費用等の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

(4) 中止により工期延期となる場合の費用

中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

(5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

(4) 「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」(平成28年3月14日付け国官技第346号) <抜粋>

14 増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したもの）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

口 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ　社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ　労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ　地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ　福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(5) 監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省総合政策局）<抜粋>

二一二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

(1) 監理技術者等の設置における考え方

- ・建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。

また、主任技術者、監理技術者の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

(2) 共同企業体における監理技術者等の設置

- ・建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならぬこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者等は専任でなければならない。

なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。

- ・一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また分担工事に係る請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者等は専任でなければならない。

なお、共同企業体が公共工事を分担施工方式で施工する場合には、分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。

- ・いずれの場合も、他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する特定建設共同企業体にあっては国家資格を有する者を、また、公共工事を施工する経営建設共同企業体にあっては原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

- ・共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。

したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ・当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- ・建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
 - ・また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

- ・ 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
- ・ ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる（平成十五年四月二十一日付、国総建第十八号）。

三 監理技術者等の工事現場における専任

監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、監理技術者等を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ・ 監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- ・ 「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条）。
 - ① 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
 - ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
 - ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する工事
 - ④ 学校、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法第二条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設又は電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事

(2) 監理技術者等の専任期間

・発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内での他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ・下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- ・また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。
- ・このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。
- ・なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。